

1 計画の基本的な事項

【背景・課題】「第5次山形県障がい者計画」策定以降、障がいのある人の重度化や高齢化に応じた取組や、増加する発達障がい児や医療的ケア児への支援など、障がいのある人を取り巻く状況の変化に応じた新たな施策が求められている。これらに対応するため関係機関等が連携し、障がいのある人が必要な福祉サービスを受けながら自らの決定に基づき社会活動に参加し、能力を最大限発揮できるよう支援するとともに、社会参加を制約する社会的障壁を除去していく必要がある。

【計画の位置付け】障害者基本法に基づく「第6次山形県障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく「第7期山形県障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「第3期山形県障がい児福祉計画」を統合し、一体的に策定する。

【計画期間】令和6年度から11年度までの6年間（「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」部分は3年ごとに見直し、令和8年度に更新）

2 基本目標

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが生き活きと、自らが望む地域で、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる山形の実現

3 基本的視点

- 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 様々な障がいへの対応の強化
- ライフステージに応じた総合的な支援の実施
- 障がいのある人の地域移行の促進
- 障がいのある人の活躍の促進

4 施策の基本的方向

(1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 障がいを理由とする差別の解消の推進
 - ・差別解消に向けた啓発・広報
 - ・心のバリアフリーの推進等
- 権利擁護の推進、虐待の防止
 - ・成年後見制度の普及促進等



(2) 安全・安心な生活環境の整備

- 居住環境整備の推進
 - ・住宅のバリアフリー化支援、グループホームの整備等
- 移動しやすい環境の整備等
 - ・公共交通機関のバリアフリー化の推進、移動支援事業への支援等
- アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進

(3) 情報アクセシビリティ(利用しやすさ)の向上及び意思疎通支援の充実

- 障がいのある人の情報取得等に関する支援
 - ・点字図書館等の情報拠点施設の機能充実
 - ・障がいの特性に応じたICT講習会の開催等
- 情報提供、意思疎通支援の充実等
 - ・意思疎通支援者の養成、派遣の支援等
- 行政情報のアクセシビリティの向上
- 読書バリアフリーの推進
 - ・点字図書や拡大図書等の利用しやすい書籍の充実
 - ・端末機器等の利用方法に関する講習会の開催、利用を支援するボランティアの養成、派遣等



(4) 防災、防犯等の推進

- 災害時における障がいのある人への支援
 - ・情報伝達手段の整備促進
 - ・災害時の医療提供体制の確保
- 防犯対策等の推進
 - ・防犯教室の開催、防犯広報啓発活動の実施等
- 消費者トラブルの防止



DPAT（災害派遣遺精医療チーム）の事前訓練

(5) 保健・医療の推進

- 精神保健・医療の適切な提供等
- 保健・医療の充実等
- 保健・医療を支える人材の育成・確保
- 難病に関する保健・医療施策の推進
- 障がいの原因となる疾病等の早期発見・治療

(6) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 意思決定支援の推進
- 相談支援体制の構築
 - ・障がいの特性に応じた相談支援体制の構築等
- 地域移行支援、在宅サービス等の充実
 - ・重度化・高齢化、「親亡き後」を見据えた体制づくり等
- 障がいのある子どもに対する支援の充実
 - ・医療的ケア児への支援等
 - ・身近な地域でのサービスの提供確保等
- 障がい福祉サービスの質の向上等
- 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進等
 - ・身体障がい者補助犬の給付、周知啓発の実施等
- 障がい福祉を支える人材の育成・確保



(7) 教育の振興

- インクルーシブ教育システムの推進
 - ・交流及び共同学習の充実・拡大等
- 教育環境の整備
 - ・学びの場が変わっても切れ目ない支援の実施
- 高等教育における障がい学生支援の推進
- 生涯を通じた多様な学習活動の充実



(8) 雇用・就業、経済的自立の支援

- 総合的な就労支援
- 障がいのある人の雇用の促進
 - ・障害者就業・生活支援センターによる就業支援・生活支援の実施等
- 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- 一般就労が困難な障がいのある人に対する支援
 - ・工賃向上に向けた取組支援、優先調達推進等
- 農福連携の推進



(9) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 文化芸術活動を通じた社会参加の推進
 - ・相談支援、鑑賞、発表等の機会の確保
- スポーツ活動を通じた社会参加の推進
 - ・障がい者スポーツを支える人材の確保等



5 成果目標

令和8年度における成果目標を設定 ※主なものを抜粋

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・地域生活移行者数
 - ⇒ 令和4年度未入所者数1,430人の**6%以上** (86人以上)
- ・施設入所者の減少数
 - ⇒ 令和4年度未入所者数1,430人の**7.6%以上** (109人以上)



② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 ⇒ **325.3日以上**
- ・精神病床における入院後1年時点の退院率 ⇒ **91.0%以上**

③ 地域生活支援の充実

- ・地域生活支援拠点等の整備 ⇒ **全市町村**
- ・強度行動障がい有する者への支援体制の整備 ⇒ **全市町村**

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・年間一般就労移行者数
 - ⇒ 令和3年度実績109人の**1.28倍以上** (140人以上)
- ・就労定着支援事業の利用者数
 - ⇒ 令和3年度実績72人の**1.41倍以上** (102人以上)



⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置 ⇒ **全市町村**
- ・医療的ケア児等コーディネーター ⇒ **県及び全市町村**の配置

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・基幹相談支援センターの設置 ⇒ **全市町村**
- ・協議会における地域サービス基盤 ⇒ **全市町村**の開発・改善及び体制確保

⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・情報公表の実施 ⇒ **県内の全ての事業所**
- ・相談支援専門員の養成 ⇒ **240人以上**
- ・サービス管理責任者及び児童発達支援責任者 ⇒ **1,050人以上**

